

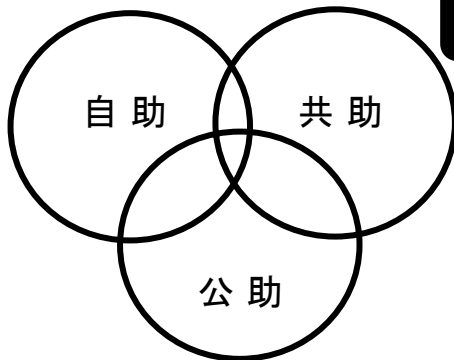
「大分県減災社会づくりのための県民条例(仮称)(案)」概要図

台風、地震などの自然災害発生は防げない、
でも県民一人ひとりの日頃の努力によって
被害を最小限にすることは可能だ！

具体的取組は

- 自助 (自らの身は自らで守る)を基本とし
- 共助 (地域住民が互いに助け合って地域を守る)に努めるとともに
- 公助 (県、市町村及び防災関係機関が行う対策)が相互に連携

基本理念



※ 自助・共助
阪神・淡路大震災では約8割の人が、
家族や近隣住民により救出されたと言われている

減災社会の実現

防災対策の担い手は、
県民、自主防災組織が
要(かなめ)なのに

これまでの防災対策は、災害対策基本法、
災害救助法などによる公助が中心

自助、共助の役割を定めた条例が必要

県民による「自助」と、自主防災組織による
「共助」の役割を明確化し、減災社会づくり
に向けた県民運動を展開

条例の構成

全12条

前文	・本県の防災対策の背景、基本的な認識を記述
第1章 総則 1条～3条	・目的 減災社会の実現 ・基本理念 自助、共助、公助 ・県民等の責務 自らの防災対策
第2章 自助 4条～7条	・防災知識の習得等 ・地震への備え ・物資の備蓄等 ・自主避難等
第3章 共助 8条～9条	・自主防災組織の活動等 ・災害時要援護者の支援体制の整備
第4章 公助 10条～11条	・県の責務 ・市町村の役割
第5章 県民減災 社会づくりの日 12条	・県民減災社会づくりの日 毎月1日